

京都府京都市「宿泊税」の新設について

1. 宿泊税新設の理由

本市は、平成28年度決算において、一般財源収入が当初の見込みから140億円超の減収となり、公債償還基金及び財政調整基金を取り崩すなど、極めて厳しい財政状況にある。こうした中で、入洛客の増加に伴う施策を実施し、入洛客及び市民双方の満足度を高めていくため、既存の財源から必要な経費を継続的に確保していくことには限界があることから、新たな財源を確保する必要がある。

本市では、平成28年8月に「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、新たな財源の確保について、あらゆる角度から御議論をいただいた。

その結果、入洛客の受益に見合った負担を広く分かち合うとの目的との適合性や、課税対象となる宿泊施設の定義の明確性、課税対象施設及び宿泊客の把握が可能であることなどから、実現可能性が高いとして、平成29年8月に、検討委員会から本市に対し宿泊税の創設を提言するとの答申が提出された。

本市においては、答申を十分に踏まえ、宿泊税を創設することとし、京都市の特性を踏まえたものとなるよう、制度設計を行った。

2. 宿泊税の概要

課税団体	京都府京都市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	・ 旅館業法に規定する旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為
税収の使途	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	・ ホテル、旅館、簡易宿所への宿泊数 ・ 住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数
納税義務者	・ ホテル、旅館、簡易宿所への宿泊者 ・ 住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・ 2万円未満の場合 . . . 200円 ・ 2万円以上5万円未満の場合 . . . 500円 ・ 5万円以上の場合 . . . 1,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（初年度）約19.0億円 （平年度）約45.6億円
非課税事項	修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者
徴税費用見込額	（初年度）約3.4億円 （平年度）約1.4億円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

京都市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

①課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税及び地方消費税がある。

京都市宿泊税は宿泊者の担税力に着目して宿泊数に課税するものであり、消費税は各取引段階で課される附加価値税の性質をもつものであって、資産の譲渡等に課税するものであることから、課税標準が同じであるとは言えない。

②住民の負担

京都市宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く薄くという考え方に基づいて制度設計しているものである。先行事例と異なり免税点は設けないこととしているが、課税の簡素化という観点も踏まえ、200円という金額は著しく過重とまでは言えないと考えられる。

また、500円、1,000円という税額についても、2万円以上、5万円以上という比較的高額な宿泊料金での宿泊行為に対するものであり、宿泊者の担税力も踏まえると、著しく過重とまでは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間の物の物流に重大な障害を与えること。」

京都市宿泊税は、「京都市域内に所在するホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとは言えない。

したがって、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

京都市宿泊税は、「1.」のとおり著しく過重な税負担であるとまでは言えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

また、この宿泊税の使途は、条例において「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」とされている。税収は、京都市の観光施策の充実に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであると言える。

政府の観光に関する取組について、「明日の日本を支える観光ビジョン^(※)」(平成28年3月30日)においては、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に」、「観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に」、「すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に」という視点が示されるとともに、受益者負担による観光施策に充てる追加的財源を確保することを検討する方向性が示されており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「1 及び2 に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

(※) 総理大臣を議長とし、関係閣僚等により構成される「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において決定。

以上(1)、(2) 及び(3) により、今回新設を予定している京都市宿泊税については、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由はないと認められると判断する。